

## 第1章 職業訓練基準の見直し

### 第1節 職業訓練基準の改正

#### 1-1 職業訓練基準に関する法律及び省令

(1) 職業訓練の基準は、職業能力開発促進法及び職業能力開発促進法施行規則、同施行規則別表第二～第七に定められている。ただし、各自治体が行う職業訓練については、地域ニーズ等を勘案し、弾力的に実施できることとしている。

別表第二は、主要な産業分野に関する普通課程の訓練科を実施するにあたっての標準的な内容を示すとともに訓練を実施する際の最低限の内容を示している。別表第二で定める訓練時間は、総訓練時間の約6割であり、残り4割の時間については、地域ニーズや産業ニーズ等を勘案し、訓練実施者が自由に教科等の設定をすることができる。普通課程の訓練期間は、原則として、中学校卒業者等を対象とする場合は二年(2,800時間)、高等学校卒業者等を対象とする場合は一年(1,400時間)である。訓練科の名称は、修了証等の証明書類の交付においては別表で定める訓練科名を使用する必要があるが、これ以外、例えば募集等においては任意の訓練科名(愛称)を使用することができる。別表に基づく訓練を修了し、かつ、技能照査に合格することで技能士補と称することができる。

#### 職業能力開発促進法（職業訓練の基準）

**第十九条** 公共職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。

**2** 前項の訓練課程の区分は、厚生労働省令で定める。

**3** 都道府県又は市町村が第一項の規定により条例を定めるに当たっては、公共職業能力開発施設における訓練生の数については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については同項に規定する厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(2) 表1-1は職業能力開発促進法に基づく職業訓練の種類と概要である。大きくは、普通職業訓練と高度職業訓練に分けられる。実施主体は、①都道府県及び市町村、②認定職業訓練を行う企業、団体、③高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下、「機構」という。)である。その数は、短期課程まで含めると全国で膨大な数となる。①の職業訓練については、各自治体が職業訓練の実施に係る条例を策定し自治体がこれに従って実施できることとなっている。国が示す職業訓練基準

は、自治体が条例を策定する際の標準となるものであると同時に訓練の核をなすものであり、不断の見直しが求められている。

表 1-1 職業訓練の種類と概要

職業訓練の種類	訓練課程	訓練の概要	訓練期間及び総訓練時間
普通職業訓練	普通課程	中学校卒業等又は高等学校卒業等に対して、将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業等 1 年 総訓練時間 1,400 時間以上 中学校卒業等 2 年 総訓練時間 2,800 時間以上 1 年につき概ね 1,400 時間
	短期課程	在職労働者、離転職者等に対して、職業に必要な技能（高度の技能を除く）・知識を習得させるための短期間の課程	6 月（訓練の対象となる技能等によっては 1 年）以下 総訓練時間 12 時間以上（管理監督者コースにあっては、10 時間以上）
高度職業訓練	専門課程	高等学校卒業等に対して、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	高等学校卒業等 2 年 総訓練時間 2,800 時間以上 1 年につき概ね 1,400 時間
	応用課程	専門課程修了者等に対して、将来職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を有する労働者となるために必要な技能・知識を習得させるための長期間の課程	専門課程修了者等 2 年 総訓練時間 2,800 時間以上 1 年につき概ね 1,400 時間
	専門短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	6 月（訓練の対象となる技能等によっては 1 年）以下 総訓練時間 12 時間以上
	応用短期課程	在職労働者等に対して、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための短期間の課程	1 年以下 総訓練時間 60 時間以上

## 1-2 学校教育と職業訓練

職業能力開発促進法第 3 条の 2 によれば、「職業訓練は、学校教育法による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連の下に行われなければならない」としている。ここでいう「学校」とは、学校教育法による小・中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学である。専修学校、各種学校は、学校教育に類する教育を行うものとされている。図 1-1 は、学校制度と職業訓練制度を対比したものである。

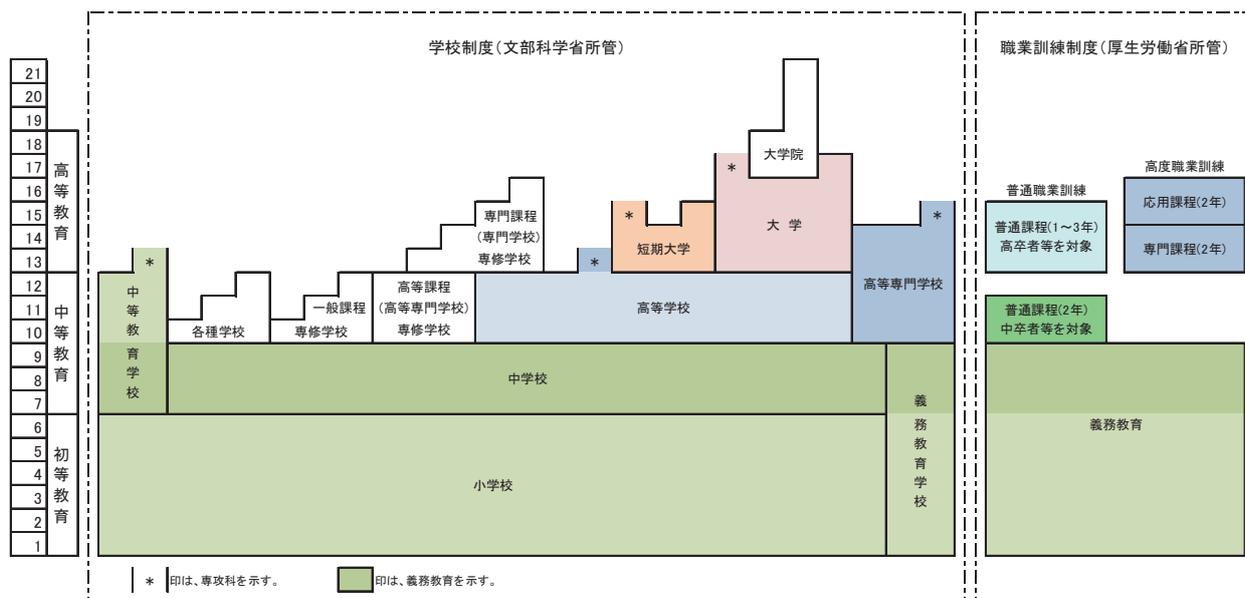


図1-1 学校制度と職業訓練制度

### 1-3 職業訓練制度の変遷

現在の職業能力開発促進法は、1985年に、職業訓練法を改名して成立しているが、根本となった職業訓練法は、1958年に(旧)職業訓練法として制定された後、1969年に、新たに職業訓練法として制定されたものであり、職業教育訓練法制度の個別の制定は1958年の(旧)職業訓練法からとなっている。(旧)職業訓練法制定後、1969年の職業訓練法を含め、1985年の職業能力開発促進法への名称変更を含めて、改正を繰り返し現在の2006年改正の現行法に至っている。

職業訓練制度は、表1-2に示すように幾多の改正による変遷を経てきている。昭和53年の改正では、それまでの法律(基準)に沿った「法定訓練」から、法律(基準)に準じた「準則訓練」に変更となった。いわゆる職業訓練の弾力化である。これに伴い、普通訓練課程の教科、訓練期間、設備等については、「最低限必要なもの」から「標準として示すもの」となった。現在の職業訓練制度のベースは、1992年(平成4年)に制定されたものである。学卒者等の訓練は、中学校卒業者の訓練から高等学校卒業者の訓練である専門課程へ、さらに高度な応用課程へと変遷している。

表 1 - 2 職業訓練制度の改正と代表的な変遷

イ) 職業訓練法 昭和 44 年制定 (法定訓練)

区分	訓練課程	期間 (対象者)	施設名称
養成 訓練	専修訓練課程	1 年 (中卒者等)	専修職業訓練校
	高等訓練課程第 I 類	2 年 (中卒者等)	(総合) 高等職業訓練校
	高等訓練課程第 II 類	1 年 (高卒者等)	

ロ) 職業訓練法 昭和 49 年制定 (法定訓練)

区分	訓練課程	期間 (対象者)	施設名称
養成 訓練	専修訓練課程	1 年 (中卒者等)	専修職業訓練校
	高等訓練課程第 I 類	2 年 (中卒者等)	(総合) 高等職業訓練校
	高等訓練課程第 II 類	1 年 (高卒者等)	
	専門訓練課程 (旧特別高等訓練課程専門)	2 年 (高卒者等)	職業訓練短期大学校 (旧職業訓練大学校附属短期学部)

ハ) 職業訓練法 昭和 53 年制定 (準則訓練)

区分	訓練課程	期間 (対象者)	施設名称
養成 訓練	普通訓練課程第 I 類	2 年 (中卒者等)	職業訓練校
	普通訓練課程第 II 類	1 年 (高卒者等)	
	専門訓練課程	2 年 (高卒者等)	職業訓練短期大学校

二) 職業能力開発促進法 平成 4 年制定 (準則訓練)

区分	訓練課程	期間 (対象者)	施設名称
普通 職業 訓練	普通課程	1 ~ 3 年 (中卒者等は 2 年)	職業能力開発校
高度 職業 訓練	専門課程	2 年 (高卒者等)	職業能力開発短期大学校

ホ) 職業能力開発促進法 平成 11 年制定 (準則訓練)

区分	訓練課程	期間 (対象者)	施設名称
普通 職業 訓練	普通課程	1 ~ 3 年 (中卒者等は 2 年)	職業能力開発校
高度 職業 訓練	専門課程	2 年 (高卒者等)	職業能力開発短期大学校
	応用課程	2 年 (専門課程卒 等)	職業能力開発大学校

### 1-4 職業訓練基準改正の流れ

厚生労働省設置法第九条の規定では、法律又は省令改正等の重要事項については、「労働政策審議会」において審議することが定められている。厚生労働省(以下、「厚労省」という。))は、「労働政策審議会」において、職業訓練の標準的な中身を規定している職業訓練基準(以下、「訓練基準」という。))を近年の社会状況や技術革新、動向等を踏まえて見直しに伴う省令改正の審議する際に事前の調査が必要なことから、厚労省人材開発統括官の下に「職業能力開発専門調査委員会(以下、「専門調査委員会」という。))」を設置することとしている。また、職業能力開発総合大学校(以下、「職業大」という。))の基盤整備センターでは、厚労省の求めに応じ訓練基準の見直しに関連した諸々の調査研究を行うとともに「訓練基準の見直し提案」に関する報告書を専門調査委員会に提出することとしている。そのため、基盤整備センターに「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会(以下、「基礎研究会」という。))」を立ち上げ、訓練基準の見直しについて検討を行ってきたところである。その後、基礎研究会による報告書等を参考に専門調査委員会で審議が行われ、訓練基準の改正案が作成されたところである。この改正案は、労働政策審議会での審議を経て平成31年3月をもって省令改正の運びとなる。以下、図1-2に基準改正までの流れを示す。

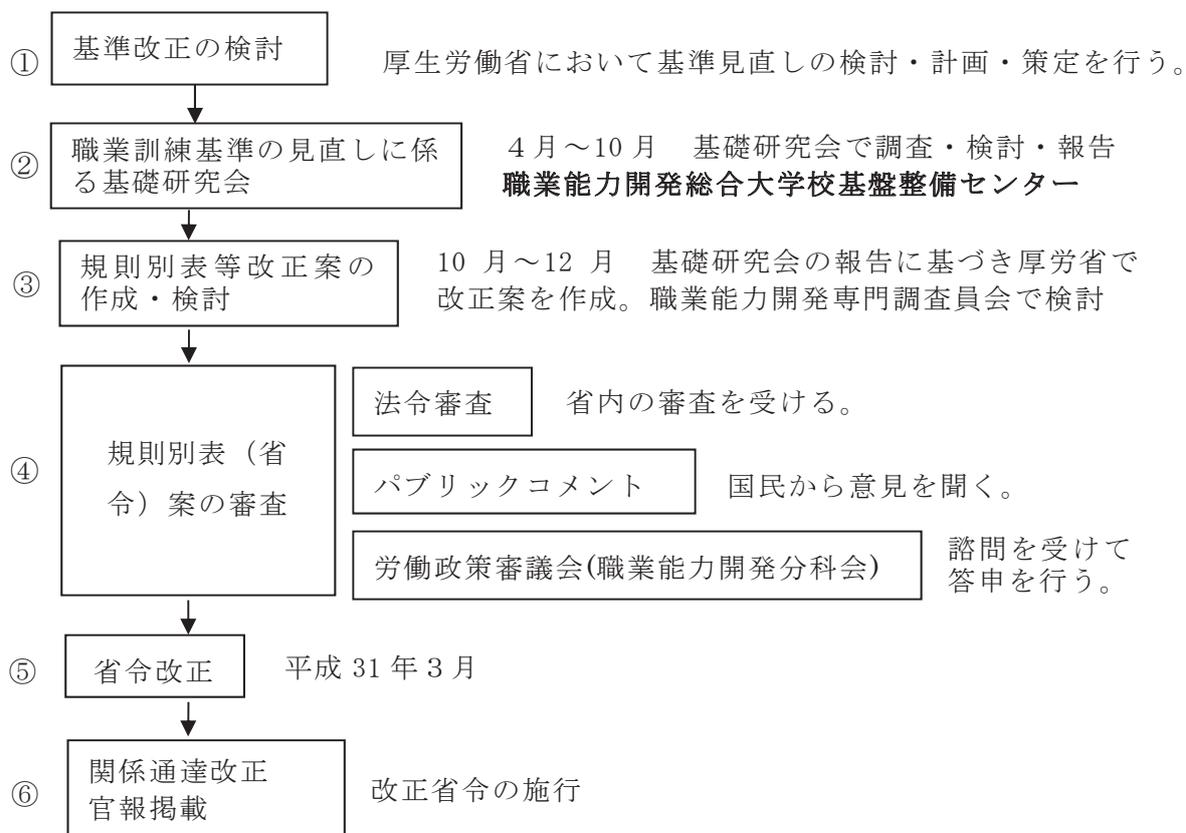


図1-2 基準改正までのフロー

※ なお、訓練基準の細目(教科、設備、技能照査)については職業大基盤整備センターのホームページに掲載している。

## 第2節 普通職業訓練について

### 2-1 普通課程と短期課程

普通職業訓練には普通課程と短期課程がある。普通課程は「職業に必要な基礎的な技能・知識」を習得させるため、中学校又は高等学校卒業者等を対象にした訓練課程である。表1-3は、普通課程として設定している訓練科144科の一覧であるが設置（実施）されていない訓練科も多い。144科のうち約1/3は設置科がない。

表中の「年」は、高等学校卒業者等を対象とした場合の訓練期間を表す。中学校卒業者等を対象とする場合は、原則として2年である。図1-3は、設置されている訓練科の数を多い順に並べたものである。木造建築科が一番多いことがわかる。

表1-3 普通課程の訓練科一覧(144科)  は今年度の見直し対象科

#### 普通課程一覧 (普通課程標準訓練科144科及び職業分類表)

大分類	中分類	訓練系	科no.	訓練科名	年	年度		
1 農林	1 農林	1 園芸サービス系	1	園芸科	1	H30		
			2	造園科	1			
			3	森林環境保全科	1			
2 金属・機械	1 金属	2 金属材料系	4	鉄鋼科	1	H29		
			5	鑄造科	1			
		6	鍛造科	1				
		7	熱処理科	1				
		3 金属加工系	8	塑性加工科	1			
			9	溶接科	1			
			10	構造物鉄工科	1			
			11	めつき科	1			
		2 機械	5 機械系	13 精密機器系	12		陽極酸化処理科	1
					13		機械加工科	1
	14			精密加工科	1			
	15			機械製図科	1			
	16			機械技術科	2			
	36			時計修理科	1			
	37			光学ガラス加工科	1			
	38			光学機器製造科	1			
	39			計測機器製造科	1			
	40			理化学器械製造科	1			
	3 機械保全	14 製材機械系	16 縫製機械系	118	義肢・装具科		1	
				41	製材機械整備科		1	
				42	内燃機関整備科		1	
43				建設機械整備科	1			
44				農業機械整備科	1			
4 運輸	8 第一種自動車系	9 第二種自動車系	45	縫製機械整備科	1			
			28	自動車製造科	1			
			29	自動車整備科	1			
			30	自動車整備科	2			
			31	自動車車体整備科	2			
			32	航空機製造科	2			
			33	航空機整備科	2			
5 制御	54 メカトロニクス系	12 船舶系	34	鉄道車両製造科	1			
			35	造船科	1			
			138	メカトロニクス科	2			

大分類	中分類	訓練系	科no.	訓練科名	年	年度
3 電気・電子	1 設備・機器	6 電気・電子系	17	製造設備科	1	H27
			18	電気通信設備科	1	
			19	電子機器科	1	
			20	電気機器科	1	
			22	電気製図科	1	
	2 電力	7 電力系	23	発電電科	1	
			24	送配電科	1	
			25	電気工事科	1	
			26	電気設備科	1	
			27	電気設備管理科	1	
	3 通信	44 通信系	119	電気通信科	2	
	4 制御	6 電気・電子系	21	コンピュータ制御科	1	
	4 繊維・繊維製品	1 織物	17 製織系	46	織布科	
47				織機調整科	1	
18 染色系				48	染色科	1
2 縫製		19 アパレル系	49	ニット科	1	
			50	洋裁科	1	
			51	洋服科	1	
			52	縫製科	1	
			20 裁縫系	53	和裁科	1
54		寝具科	1			
3 帆布		21 帆布製品系	55	帆布製品製造科	1	
5 非金属加工	1 木材	22 木材加工系	56	木型科	1	
			57	木工科	1	
			58	工業包装科	1	
			59	紙器製造科	1	
	2 紙	23 紙加工系	59	紙器製造科	1	
	3 プラスチック	25 プラスチック系	63	プラスチック製品成形科	1	
	4 レザー	26 レザー加工系	64	靴製造科	1	
			65	鞆製造科	1	
	5 ガラス	27 ガラス加工系	66	ガラス製品製造科	1	
	6 窯業	28 窯業製品系	67	ほうろろ製品製造科	1	
			68	陶磁器製造科	1	
			69	石材加工科	1	
	7 石	29 石材系	69	石材加工科	1	
	8 工芸	40 工芸系	107	木材工芸科	1	
			108	竹工芸科	1	
109			漆器科	1		
110			貴金属・宝石科	1		
111			印章彫刻科	1		
6 デザイン	1 印刷	24 印刷 製本系	60	製版科	1	
			61	印刷科	1	
			62	製本科	1	
	2 塗装	41 塗装系	112	金属塗装科	1	
			113	木工塗装科	1	
			114	建築塗装科	1	
	3 デザイン	42 デザイン系	115	広告美術科	1	
			116	工業デザイン科	1	
			117	商業デザイン科	1	
	4 写真	47 写真系	127	写真科	1	
7 食品	1 食品	30 食品加工系	70	製麺科	1	
			71	パン・菓子製造科	1	
			72	食肉加工科	1	
			73	水産加工科	1	
			74	発酵製品製造科	1	
	2 調理	51 調理系	133	日本料理科	1	
			134	中国料理科	1	
			135	西洋料理科	1	

大分類	中分類	訓練系	科no.	訓練科名	年	年度	
8 建築・土木	1 躯体施工	31 建築施工系	75	木造建築科	1	H28	
			76	枠組壁建築科	1		
			77	とび科	1		
			78	鉄筋コンクリート施工科	1		
			79	プレハブ建築科	1		
		(建築設計)		80	建築設計科		1
	2 外装施工	32 建築外装系	81	屋根施工科	1		
			82	スレート施工科	1		
			83	建築板金科	1		
			84	防水施工科	1		
			85	サッシ・ガラス施工科	1		
	3 内装施工	33 建築内装系	86	畳科	1		
			87	インテリア・サービス科	1		
			88	床仕上施工科	1		
			89	表具科	1		
	4 仕上げ施工	34 建築仕上系	90	左官・タイル施工科	1		
			91	築炉科	1		
			92	ブロック施工科	1		
			93	熱絶縁施工科	1		
			94	冷凍空調設備科	1		
5 設備	35 設備施工系	95	配管科	1			
		96	住宅設備機器科	1			
		37 設備管理・運転系	100	ビル管理科	1		
			101	ボイラー運転科	1		
6 土木	36 土木系	97	さく井科	1			
		98	土木施工科	1			
		99	測量・設計科	1			
		102	クレーン運転科	1			
9 運搬機械運転	38 揚重運搬機械運転系	103	建設機械運転科	1	H29		
		104	港湾荷役科	1			
		105	化学分析科	1			
10	化学	39 化学系	106	公害検査科	1	H30	
11 サービス	1 オフィス	45 オフィスビジネス系	120	電話交換科	1		
			121	経理事務科	1		
			122	一般事務科	1		
			123	OA事務科	1		
				124	貿易事務科		1
	2 流通	46 流通ビジネス系	125	ショップマネジメント科	1		
			126	流通マネジメント科	1		
	3 対人	48 社会福祉系	128	介護サービス科	2		
49 理容・美容系			129	理容科	2		
			130	美容科	2		
		50 接客サービス系	131	ホテル・旅館・レストラン科	1		
		132	観光ビジネス科	1			
4 装飾	53 装飾系	137	フラワー装飾科	1			
12 医療		52 保健医療系	136	臨床検査科	3	H29	
13 情報・通信		55 第一種情報処理系	139	OAシステム科	1		
			140	ソフトウェア管理科	1		
			141	データベース管理科	1		
			56 第二種情報処理系	142	プログラム設計科		2
		143	システム設計科	2			
		144	データベース設計科	2			

※網掛け部分：今年度見直し対象訓練科

※「年」：高等学校卒業生等を対象とした場合の訓練期間を表す。中学校卒業生等を対象とする場合は原則として2年である。

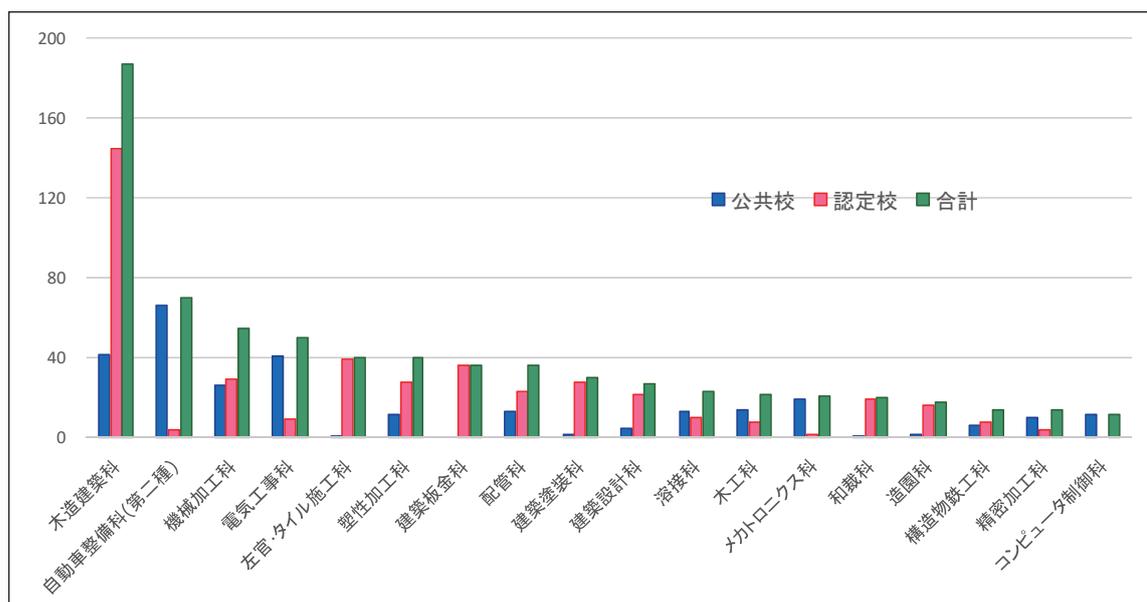


図1-3 設置科が多い訓練科(平成30年度調査)

普通課程は、主に都道府県の職業能力開発校(以下、「公共校」という。)又は認定職業訓練校(以下、「認定校」という。)で実施されている。機構では、名古屋と大阪の職業能力開発促進センター港湾労働分所において普通課程の港湾荷役科を設置している。

普通課程の訓練時間は、義務教育修了(中学校卒業)者等にあつては、標準二年2,800時間(50分を1時間とする)以上、高等学校卒業者等にあつては、標準一年1,400時間以上としている。

普通課程には、高等学校卒業者等を対象とした場合、訓練期間一年の溶接科、機械科、電気工事科等のほか、訓練期間二年の機械技術科、メカトロニクス科、第二種自動車整備科、電気通信科、理容・美容科、介護サービス科等がある。このほか設置している施設はないが、訓練期間三年の臨床検査科もある。一方、訓練期間一年の訓練科であっても二年に延長して実施している場合が多い。

今年度の見直し対象の訓練科では、農林分野では造園科の設置数が多い。デザイン分野では、女性の技能者育成を求めて、広告美術科、工業デザイン科、商業デザイン科の訓練科の設定がある。食品分野の訓練科は、従来から認定校のみで行われている。化学分野は、光化学スモック等に係る排気ガス関連の影響が大きい大都市圏にて公害防止管理を中心に行われている。ビジネス系では、OA事務科が公共で実施されてはいるものの、認定校での実施されている訓練科は減少傾向にある。高卒二年を標準とした訓練科では、介護サービス科の設置はない。従来の訪問介護員養成と同様のものにおいては短期課程として実施されているが普通課程での実施はない。同様に、理容・美容科においても、専門学校としての存在が多いため、認定校の実施は減少している。

中学校卒業者等を対象として実施している訓練科の割合は、普通課程全体の約5%程度である。事業主等で運営されている認定校の中には、中学校卒業者等を対象に訓練期間を三年に延長するとともに高等学校の通信制を併用し、工業高等学校の卒業資格を取得しているところもある。

運営費、施設・設備費については、訓練基準の別表第二に沿った訓練科(教科、設備、訓練時間等)であれば、公共校の場合、国から1/2が補助される。

短期課程は、12時間以上6ヶ月(実施が困難な場合は1年)以下の訓練期間としている。離転職者を対象とした3ヶ月、6ヶ月コースのほか、在職者を対象とした12時間以上の訓練(セミナー)も短期課程として位置付けられており、雇用情勢や訓練ニーズに柔軟に対応できることから、都道府県や機構においても積極的に実施されている。

## 2-2 認定職業訓練

事業主又は事業主の団体等(以下、「事業主等」という。)が行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等を厚労省令で定める訓練基準に適合させて行われているものは、都道府県知事の認定を受けることができる(法的根拠：職業能力開発促進法第十三条、第二十四条)。認定を受けている事業主の中には、日本を代表する大企業も含まれるが、その多くは中小企業である。中小企業の事業主等が認定職業訓練を行う場合、国や都道府県が定める補助要件を満たせば、国及び都道府県からその訓練経費等の一部につき補助金を受けることができる。

例えば、施設の運営費や施設・設備費については、国から1/3、都道府県から1/3を上限とする補助金を受けることができる。そのほか、普通職業訓練普通課程の認定職業訓練において修了時に技能照査を実施し、合格すれば訓練科に

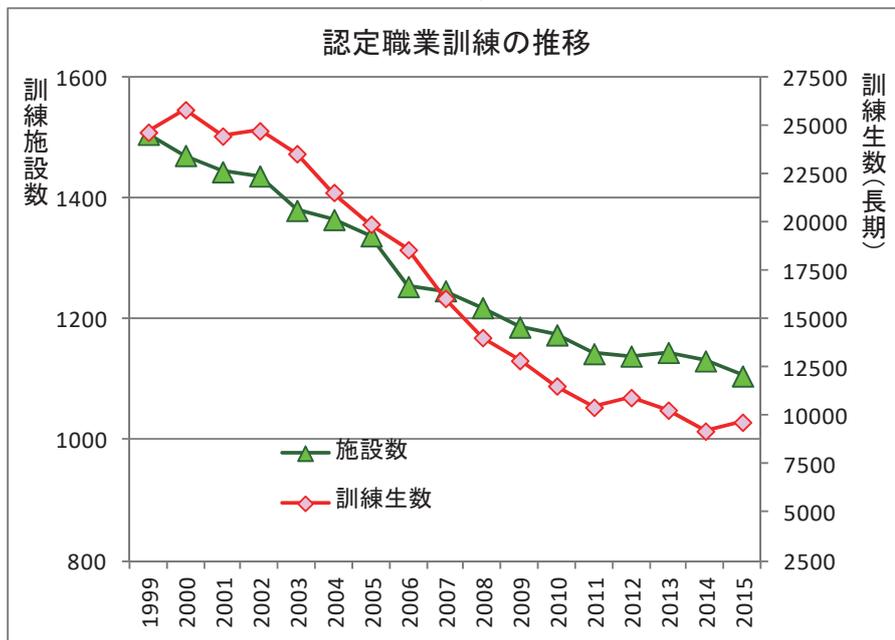


図1-4 認定職業訓練校の推移

該当する職種の技能検定の学科試験が免除されること、職業訓練指導員の免許を取得での有利に取り扱われること等のメリットもある。現在、全国で1,131(休校中を含む。)の認定校があり2,837科(短期課程を含む)が設置され、長期(1年以上)の訓

練課程を9,600人が学んでいる。図1-4は、認定職業訓練校の推移である。このところ、施設数、訓練生数が減少していたが、若干下げ止まりつつ見える。ものづくり基盤を支える人材である技能者育成の重要性が再認識され、技能者育成が行われることを期待する。

### 2-3 別表第二(厚労省令)

表1-4に訓練基準の例として別表第二(園芸サービス系造園科の例)を示す。造園科では、総訓練時間1,400時間の約6割に当たる910時間を訓練基準として定めている。教科については、教科名と大きくりの時間数を示している。また、設備については、教室や実習場、工作用機械類、器工具類、計測器類等を示すにとどめている。そのため、教科別の時間数や内容(細目)、設備の具体的な名称、数量等は、通達や基準の細目で示すこととしている。

表1-4 別表第二(造園科の例)

訓練系	訓練科/専攻科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲/教科	訓練期間及び訓練時間 (単位は時間とする。)	設備	
園芸サービス系	造園科	植物の取扱いにおける基礎的な技能及びこれに関する知識 一 系基礎 1 学科 ○1 植物学概論 ○2 栽培法概論 ○3 生産工学概論 ○4 植物病理学及び農業 ○5 土及び肥料 ○6 農業機械 ○7 安全衛生 2 実技 ○1 農業機械操作実習 ○2 土及び肥料準備実習 ○3 栽培基本実習 ○4 安全衛生作業法 庭園等の築造における技能及びこれに関する知識 二 専攻 1 学科 ○1 庭園概論 ○2 材料 ○3 設計及び製図法 ○4 造園法 ○5 測量法 ○6 仕様及び積算 ○7 関係法規 2 実技 ○1 根掘り及び植栽実習 ○2 造園実習 ○3 庭園管理実習 ○4 養生 ○5 製図実習	訓練期間：1年 訓練時間：総時間 1,400	種別 建物その他の 工作物 機械 その他	名称 教室 実習場 園芸用機械類 器工具類 計測器類 教材類

各教科の時間、細目は通達で定める。  
(表1-5を参照)

設備の名称や数量は通達で定める。  
(表1-6を参照)

## 2-4 職業訓練基準の細目(通達)

### (1) 教科の細目

表1-5は、園芸サービス系造園科の教科の細目である。黒字は、別表第二で規定された個所である。青字は、通達として定めている個所である。基礎研究会では、主に青字で示された各教科の時間や教科の細目について見直しが必要かどうかの検討を行ったが、必要があれば黒字の科目名や合計時間についても見直しの提案を行うこととした。

表 1-5 教科の細目(造園科)

訓練系		園芸サービス系造園科	
教科	科目	訓練時間	教科の細目
系基礎学科	1	植物学概論	40 植物の生活、植物の器官
	2	栽培法概論	20 花卉の分類、緑化樹の分類、栽培環境、栽培管理
	3	生産工学概論	40 作業の改善及び標準化、品質管理、運搬管理、設備の保全
	4	植物病理学及び農薬	60 植物の病害虫及びその防除法、農薬の用途・効果・人体への影響
	5	土及び肥料	60 土壌の種類及び性質、土壌の改良法、植物栄養及び肥料
	6	農業機械	20 各種農業用機械
	7	安全衛生	20 産業安全及び労働衛生、安全衛生管理の実際、安全衛生関係法規
		系基礎学科合計	260
系基礎実技	1	農業機械操作実習	40 各種農業用機械の取扱い及び手入れ
	2	土及び肥料準備実習	60 土壌改良、培養土、腐葉土、施肥
	3	栽培基本実習	80 栽培設備の取扱い及び手入れ、花卉栽培実習、緑化樹栽培実習
	4	安全衛生作業法	20 安全衛生作業、応急措置、救急措置、KYT活動
		系基礎実技合計	200
専攻学科	1	庭園概論	40 庭園の歴史、様式、作庭技法、造園計画
	2	材料	10 造園材料の種類、性質及び用途、材料試験
	3	設計及び製図法	30 JIS製図規格(土木製図・建築製図)、造園設計、CAD概論
	4	造園法	50 造園材料の施工管理、造園植物の管理、屋上・壁面緑化技術(計画・設計)
	5	測量法	40 距離及び角の測定、多角測量、水準測量、平板測量、スタジア測量
	6	仕様及び積算	20 工事内訳書、仕様書、積算
	7	関係法規	10 労働関係法令、建設業法、都市公園法、自然公園法、景観緑三法
		専攻学科合計	200
専攻実技	1	根掘り及び植栽実習	70 根掘り、植栽、地被
	2	造園実習	90 造園工作物の工作・施工、簡単な庭の作製(計画・設計・測量・施工)
	3	庭園管理実習	40 各種庭園の総合的管理作業
	4	養生	30 幹巻き、支柱立て、日除け、風除け、病害虫防除
	5	製図実習	20 平面図・詳細図(土木製図・建築製図)、透視図、CAD操作
		専攻実技合計	250

(2) 設備の細目

表1-6は、造園科の設備の細目である。黒字は、別表第二で規定された個所である。青字は、通達として定めている個所である。これらの面積あるいは台数等は、国から補助を受ける際の算定基準となる。屋内実習場の面積が高等学校卒業生等(150㎡/30人)と中学校卒業生等(250㎡/30人)でそれぞれ異なる。これは、学歴による違いではなく訓練期間が高等学校卒業生等は一年(一学年)、中学校卒業生等は二年(二学年)の違いによるものである。

表1-6 設備の細目(造園科)

訓練系	訓練科	種別	設備の細目		数量				
			名称	摘要	高等学校卒業生等		中学校卒業生等		
					30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	
1 園芸サービス系	2 造園科	建物その他の工作物	教室		60 ㎡	100 ㎡	60 ㎡	100 ㎡	
			製図室		120 ㎡	200 ㎡	120 ㎡	200 ㎡	
			屋内実習場	床面が土	150 ㎡	200 ㎡	250 ㎡	300 ㎡	
			屋外実習場		450 ㎡	750 ㎡	800 ㎡	1,330 ㎡	
			温室	加温装置等を含む。	50 ㎡	50 ㎡	50 ㎡	50 ㎡	
			工具室		17 ㎡	23 ㎡	25 ㎡	30 ㎡	
			更衣室		15 ㎡	22 ㎡	25 ㎡	38 ㎡	
			倉庫		50 ㎡	83 ㎡	90 ㎡	120 ㎡	
			機械	パワーショベル	0.05~0.1㎡	1 台	1 台	1 台	1 台
				耕うん機	2~5 P S	1 台	2 台	2 台	2 台
		動力ウインチ		1~1.5 t	1 台	2 台	2 台	2 台	
		動力噴霧器			1 台	2 台	2 台	2 台	
		刈払機		エンジン式または充電式	3 台	5 台	3 台	5 台	
		動力芝刈機		乗用、歩行用及び携帯用	1 台	1 台	1 台	1 台	
		ポータブルサンダ		0.2~0.4kW	1 台	1 台	1 台	1 台	
		青字		青字	青字	青字	青字	青字	青字
		その他	チップーシュレッダ	7kW以上	1 台	1 台	1 台	1 台	
			高所作業車	10m以上	1 台	1 台	1 台	1 台	
			運搬用小型自動車	クレーン付き。	1 台	1 台	1 台	1 台	
			パーソナルコンピュータ	本体、ディスプレイ等を含む。	30 台	50 台	30 台	50 台	
			出力機器	プリンタ等	1 台	1 台	1 台	1 台	
			プレゼンテーション機器		1 式	1 式	1 式	1 式	
			(工具及び用具類)						
			造園用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数	
			青字	青字	青字	青字	青字	青字	青字
			(計測器類)						
		計測器類		必要数	必要数	必要数	必要数		
(教材類)									
ソフトウェア類		必要数	必要数	必要数	必要数				

(3) 技能照査の基準の細目

表1-7は、造園科の技能照査の基準の細目である。教科の細目に沿ったものであり、技能照査試験を行う際の実施範囲を示している。学科の場合は「・・・について知っていること」、実技の場合は「・・・ができること」の表記で記述している。特に、重要である項目については、「よく知っている」、「よくできる」としている。この違いについては、次のとおりである。

a 学科の到達水準

- ① 「・・・についてよく知っていること」⇒詳細かつ正確な知識として知っていなければならない事項。
- ② 「・・・について知っていること」⇒正確でなければならないが、その概要を知識として知っていなければならない事項。

b 実技の到達水準

- ① 「・・・がよくできること」⇒作業の段取り、手順等については、上司又は指導員の細かな指示を受けなくても、自らの判断によって作業が遂行できる程度に習得していなければならない作業要素。
- ② 「・・・ができること」⇒作業の段取り、手順等について上司又は指導員の指示、説明等を受けることによって作業の遂行が可能であるか又は熟練者の補助的な作業を遂行できる程度に習得していなければならない作業要素。

表1-7 技能照査の基準の細目例(造園科)

訓練科		園芸サービス系 造園科	
		学科	実技
系基礎	1 植物の種類及び栽培法についてよく知っていること。	系基礎	1 各種農業用機械の取扱いができること。
	2 生産工学について知っていること。		2 肥料及び農薬の調整ができること。
	3 農薬の種類、性質及び使用方法について知っていること。		3 植物の病虫害の防除ができること。
	4 植物の病虫害及びその防除法について知っていること。		4 安全作業及び衛生作業がよくできること。
	5 土壌の性質及び改良方法について知っていること。		
	以下 省略		
専攻	1 庭園の種類、構成及び特徴についてよく知っていること。	専攻	1 庭園用植物の掘取り・植栽・養生がよくできること。
	2 植物以外の造園材料の種類、性質及び用途についてよく知っていること。		2 設計図に従い造園工作物の工作・施工がよくできること。
	3 庭園用植物の種類及び植栽法についてよく知っていること。		3 庭園用植物の管理がよくできること。
	4 土木製図及び建築製図について知っていること。		4 各種造園用器具及び材料の取扱いができること。
	5 造園の工法についてよく知っていること。		5 簡単な測量ができること。
	以下 省略		